

5 . 貸借対照表

貸 借 対 照 表					
第一生命保険相互会社					
(単位:百万円)					
科 目	平成15年度	平成14年度	科 目	平成15年度	平成14年度
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金 及 び 預 貯 金	276,247	506,373	保 険 契 約 準 備 金	26,523,349	26,770,727
現 金	1,317	1,392	支 払 準 備 金	313,187	165,943
預 貯 金	274,929	504,981	責 任 準 備 金	25,796,310	26,129,591
コ ー ル ポ ー ト	337,000	181,000	社 員 配 当 準 備 金	413,851	475,191
債券貸借取引支払保証金	-	29,982	再 保 險 借 債	682	614
買 入 金 銭 債 権	486,270	341,256	社 債	52,845	-
金 銭 の 信 託	2,191	2,352	そ の 他 の 負 債	941,080	856,999
有 価 証 券	20,388,505	19,454,618	債券貸借取引受入担保金	419,107	417,640
国 債	5,262,390	5,830,480	借 入 金	130,088	100,133
地 方 債	1,259,722	1,597,113	未 払 法 人 税 等	28,494	630
社 債	3,032,811	3,044,057	未 払 金	207,309	106,443
株 式	4,568,534	3,695,455	未 払 費 用	36,749	42,435
外 国 証 券	5,910,999	5,030,647	前 受 収 益	8,220	9,807
そ の 他 の 証 券	354,047	256,864	預 り 金	64,541	68,221
貸 付 金	6,369,732	6,266,781	預 り 保 証 金	35,372	43,010
保 険 約 款 貸 付	737,963	770,815	先 物 取 引 差 金 勘 定	-	140
一 般 貸 付	5,631,769	5,495,966	金 融 派 生 商 品	6,682	62,729
一 般 貸 付 金	5,604,032	5,467,314	繰 延 ヘ ッ ジ 利 益	1,095	1,846
信 託 貸 付 金	27,736	28,652	仮 受 金	3,232	3,959
不 動 産 及 び 動 産	1,276,027	1,343,828	そ の 他 の 負 債	186	-
土 地	753,271	776,364	退 職 給 付 引 当 金	420,889	394,947
建 物	507,375	551,849	債 権 売 却 損 失 引 当 金	-	8,610
動 産	7,941	9,634	土 地 買 戻 損 失 引 当 金	-	677
建 設 仮 勘 定	7,439	5,979	偶 発 損 失 引 当 金	25,921	-
再 保 險 貸 付	93	242	価 格 変 動 準 備 金	167,453	87,453
そ の 他 の 資 産	543,471	549,673	証 券 取 引 責 任 準 備 金	-	0
未 収 金	62,111	154,588	繰 延 税 金 負 債	48,946	-
前 払 費 用	6,996	7,042	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,281	2,509
未 収 益	154,255	145,214	支 払 承 諾	526	556
預 託 金	45,704	46,265	負 債 の 部 合 計	28,184,976	28,123,097
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	6,410	8,881	(資 本 の 部)		
先 物 取 引 差 金 勘 定	3	-	基 金	230,000	230,000
金 融 派 生 商 品	114,210	12,649	基 金 償 却 積 立 金	70,000	70,000
繰 延 ヘ ッ ジ 損 失	12	0	再 評 価 積 立 金	248	248
仮 払 金	13,578	25,126	剰 余 金	327,958	276,958
そ の 他 の 資 産	140,189	149,905	損 失 て ん 補 準 備 金	3,700	3,500
繰 延 税 金 資 産	-	282,255	任 意 積 立 金	225,881	198,165
支 払 承 諾 見 返	526	556	基 金 償 却 準 備 金	171,500	150,000
貸 倒 引 当 金	▲ 26,934	▲ 47,965	危 険 準 備 積 立 金	43,139	43,139
投 資 損 失 引 当 金	▲ 276	▲ 395	社 会 公 共 事 業 助 成 資 金	9	9
			保 健 文 化 賞 資 金	32	32
			緑 の デ ザ イン 賞 資 金	15	13
			不 動 産 圧 縮 積 立 金	5,516	4,871
			不 動 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金	5,568	-
			別 途 積 立 金	100	100
			当 期 未 処 分 剰 余 金	98,377	75,292
			(当 期 純 剰 余)	(98,681)	(56,109)
			土 地 再 評 価 差 額 金	5,816	4,447
			株 式 等 評 価 差 額 金	833,856	205,808
			資 本 の 部 合 計	1,467,880	787,463
資 産 の 部 合 計	29,652,857	28,910,560	負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	29,652,857	28,910,560

(貸借対照表の注記)

- 1 有価証券(預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう)については原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等(国内株式は3月中の市場価格の平均)に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
- 2 デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。
- 3 ヘッジ会計の方法は「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年1月22日)に従い、主に、一般貸付の一部および公社債の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理および繰延ヘッジ、外貨建一般貸付については為替の振当処理、また外貨建債券の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして時価ヘッジを行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定は、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動および時価変動を比較する比較分析によっております。
- 4 不動産及び動産の減価償却の方法は、建物(建物附属設備、構築物は除く)については定額法により、建物以外については定率法によっております。なお、動産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。

不動産及び動産の減価償却累計額は、632,296百万円であります。
- 5 外貨建資産・負債(子会社及び関連会社株式は除く)は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
- 6 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保ならびに保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保ならびに保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保ならびに保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11,510百万円であります。
- 7 平成12年8月に実施した住宅ローンの証券化(当期末の原債権残高138,362百万円)に伴い、当社が保有する受益権(27,736百万円)については、信託貸付金として貸借対照表に表示しております。なお、貸倒引当金については、現存する原債権残高の総額を対象として算定しております。

- 8 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、当期末において発生したと認められる額を計上しております。

退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。

(1) 退職給付債務及びその内訳

イ	退職給付債務	▲ 5 5 1 , 3 1 2 百万円
ロ	年金資産	8 6 , 4 3 9 百万円
ハ	未積立退職給付債務（イ＋ロ）	▲ 4 6 4 , 8 7 3 百万円
ニ	会計基準変更時差異の未処理額	2 4 , 9 0 6 百万円
ホ	未認識数理計算上の差異	5 2 , 6 7 8 百万円
ヘ	未認識過去勤務債務	▲ 3 3 , 6 0 1 百万円
ト	貸借対照表計上額純額（ハ＋ニ＋ホ＋ヘ）	▲ 4 2 0 , 8 8 9 百万円
チ	前払年金費用	-
リ	退職給付引当金（ト－チ）	▲ 4 2 0 , 8 8 9 百万円

(2) 退職給付債務等の計算基礎

イ	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ	割引率	2 . 6 %
ハ	期待運用収益率	2 . 6 %
ニ	会計基準変更時差異の処理年数	5 年
ホ	数理計算上の差異の処理年数	翌期より 1 0 年
ヘ	過去勤務債務の額の処理年数	1 0 年

- 9 偶発損失引当金は、保険業法施行規則第32条の14の規定に基づく引当金であり、不動産先渡契約等に関し将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

- 10 投資損失引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、取引所の相場のない有価証券等の評価について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

- 11 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき、株式等の帳簿価額を基準として算出した金額を計上しております。

- 12 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税のうち、税法に定める繰延消費税については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。

- 13 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

(1) 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示 第48号)

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については平準純保険料式

- 14 その他資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

- 15 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、49,943百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下の通りであります。

貸付金のうち、破綻先債権額は2,458百万円、延滞債権額は37,868百万円、3カ月以上延滞債権額は623百万円、貸付条件緩和債権額は8,993百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定

する事由が生じている貸付金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取り決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

6にあげた取立不能見込額の直接減額により、破綻先債権額は2,318百万円、延滞債権額は9,191百万円それぞれ減少しております。

16 特別勘定の資産の額は、1,394,640百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

17 子会社に対する金銭債権の総額は46,429百万円、金銭債務の総額は3,399百万円であります。

18 貸借対照表に計上した動産の他、リース契約により使用している重要な動産として電子計算機があります。

19 社員配当準備金の異動状況は次のとおりです。

前年度末現在高	475,191百万円
前年度剰余金よりの繰入額	42,332百万円
当年度社員配当金支払額	117,073百万円
利息による増加等	13,401百万円
当年度末現在高	413,851百万円

20 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、417,279百万円であります。

21 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、29,161百万円であります。

22 保険業法施行規則第24条の2第2項第2号に規定する純資産の額は、838,176百万円であります。

23 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金130,000百万円が含まれております。

24 負債の部の社債52,845百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された外貨建劣後特約付社債であります。

25 繰延資産の処理方法は以下の通りであります。

(1) 社債発行費用

支出時に全額費用として処理しております。

(2) 社債発行差金

社債発行差金はその他の資産に計上し、社債償還期限までの期間に対応して均等償却しております。

26 外貨建資産の額は、5,125,364百万円であります。(主な外貨額26,579百万米ドル、14,415百万ユーロ)

27 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧生命保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は11,699百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、62,617百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

28 子会社の株式は、11,307百万円であります。

29 繰延税金資産の総額は、436,708百万円、繰延税金負債の総額は、485,654百万円であります。

繰延税金資産の発生は主な原因別内訳は、保険契約準備金 186,796 百万円、退職給付引当金 143,717 百万円、価格変動準備金 60,400 百万円および貸倒引当金 11,294 百万円であります。

繰延税金負債の発生は主な原因別内訳は、その他有価証券に係る評価差額金 470,470 百万円であります。

なお、繰延税金負債は繰延税金資産を控除した金額にて計上しております。

当期における法定実効税率は 36.07%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主なものは、社員配当準備金であります。

30 担保に供されている資産の額は 161,624 百万円であります。また、担保付き債務の額は 88 百万円であります。

31 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

- ・再評価を行った年月日 平成 13 年 3 月 31 日

- ・同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める公示価格及び第 2 条第 4 号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 79,955 百万円

32 個人保険および個人年金保険からなる小区分（但し一部保険種類を除く）に対応した円建債券のうち、デュレーションコントロールを目的として保有するものについて「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

責任準備金対応債券の当期末における貸借対照表計上額は、1,665,815 百万円、時価は 1,696,593 百万円であります。

33 保険業法施行規則の改正により、従来の「当期剰余」は、当年度から「当期純剰余」として表示しております。